**○　住宅の省エネ改修**

一定の条件を満たす省エネ改修工事を実施した住宅について、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額を減額します。

**★対象となる住宅**

・平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)

・令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に現行の省エネ基準に適合さ

せるよう一定の省エネ改修工事を行った住宅

・次のいずれかの改修が行われた住宅

(1)窓の改修工事　(2)床の断熱改修工事 + 窓の改修工事

(3)天井の断熱改修工事 + 窓の改修工事　(4)壁の断熱改修工事 + 窓の改修工事

・1戸当たりの省エネ改修工事費が60万円以上の住宅

**★減額割合及び期間**

改修工事が完了した翌年1年度分1戸当たり120平方メートルまで3分の1減額

**★手続きの方法**

この減額制度の適用を受けるためには、省エネ改修工事完了後3月以内に必要書類を添付した申告書提出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 税務課へ提出する書類 | |
| 申告書 | 税務課に備え付けてあります。 |
| 省エネ改修工事の内容及び費用が確認できる書類 | 省エネ改修工事見積書(コピー可) |
| 省エネ改修工事に係る費用を証明する書類 | 省エネ改修工事費用の領収書(コピー可) |
| 省エネ改修工事の施工前・施工後を確認できる書類 | 省エネ改修工事の施工前・施工後の写真 |
| 次のいずれかの書類 | ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関が発行した証明書  ・建築基準法に基づく指定確認検査機関が発行した証明書  ・建築士法に基づく建築事務所に所属する建築士が発行した証明書 |

※ 新築住宅に対する減額措置又は住宅耐震改修に対する固定資産税の減額措置を受けている期間は、減額の対象になりません。ただし、住宅バリアフリー改修とは併用できます。